



中津市監査委員告示第 13 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 2 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 29 日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 社会教育課生涯学習推進室
 議会事務局
 用地課
2. 監査の対象期間 平成31年4月1日 ～ 令和元年9月30日
3. 監査の実施期間 令和2年4月14日 ～ 令和2年5月29日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利 ・ 林秀明
5. 監査の方法
 財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。
6. 監査の結果
 財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。
 しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和2年6月12日(金)までに文書にて報告されたい。
 また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
 なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【社会教育課生涯学習推進室】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

中津市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則では、センターの使用申請は6か月前からできるとされている。しかしながら、一部の登録団体においては1年分の許可を発行していた。条例施行規則に基づく適正な事務処理を求める。

(2) 支出事務について

家庭教育学級託児賃金の費用弁償について、平成27年度の通勤手当単価により支出を行っていたものが見られた。支出事務について、適正な事務処理を求める。

(3) 支出事務について(団体に対する事項)

- ① 中津市青少年健全育成市民会議補助金において、補助金受領前に立替払いにより事業を着手していた。
補助金であっても、公金と同様に立替払いは原則禁止のため、適正な会計処理を求めるとともに、適正な補助金の事務執行を求める。
- ② 中津市青少年健全育成市民会議が各支部に交付している活動費について、各支部からの実績報告を受領せずに市への実績報告を行っていた。
交付活動費についての実績報告書を受領し、十分に精査確認を行い、活動費の適正な決算額の把握を求める。
- ③ 校区子育て講座の謝金について、所得税の源泉徴収を行わず、支払調書の発行も行われていなかった。
所得税法や中津市会計規則に基づいた適正な会計事務を求める。
- ④ 小学生土曜アクティブ交流教室運営費の交付の際の領収書を受領していないものが見られた。
支払証拠書類である領収書を確実に受領し、適正な会計処理を求める。

【議会事務局】

特に指摘すべき事項はなかった。

【用地課】

特に指摘すべき事項はなかった。